

ガバナンス改革について

大阪府市新大学構想会議

2013年10月9日

目 次

1. 現行のガバナンス体制の課題
2. 改革の方向性
 - (1) 法人経営と教学体制の分離
 - (2) 学長、教育研究組織の長の選考
 - (3) 教員人事のあり方
 - (4) 目標管理と評価
 - (5) キャンパス戦略

1. 現行のガバナンス体制の課題

- ・ 府立大学、市立大学ともに独法化や合理化の過程で、この数年間、運営の仕組みを変えてきた。
- ・ しかし、時代の流れを先取りしたダイナミックな資源(ヒト、モノ、カネ)の重点配分ができるリーダーシップ構築に向けて一層の改革が求められる。
- ・ また、評価(教員活動評価、授業評価など)結果の公開に基づく自律的改善の仕組みや透明性の確保が不十分である。
- ・ 新大学の設計にあたっては、これらのガバナンス課題を解決できる体制を構築する。
- ・ 府立大学及び市立大学の既存の部局の細則や申し合せ等については、学長選考、教員人事に関する大学規則に沿って、廃棄もしくは修正すべきである。

府立大学・市立大学のガバナンスの課題と見直しの方向

<u>テーマ</u>	<u>見直し対象とすべき制度</u>
(1) 法人経営と教学体制の分離	① 理事長と学長の分離 ② 経営組織と教学組織の分離 ③ 学外の知見・経営ノウハウの導入
(2) 学長、教育研究組織の長の選考	④ 学長選考の方法 ⑤ 研究院長・研究科長、学部長・学域長等の選考の方法
(3) 教員人事のあり方	⑥ 教員の採用・昇進のプロセスと人事管理
(4) 目標管理と評価	⑦ PDCAの仕組み、授業評価等の人事評価への反映
(5) キャンパス戦略	⑧ これからのキャンパス戦略の構築

2. 改革の方向性

(1) 法人経営と教学体制の分離

① 理事長と学長の分離

- ・ 現在の府立大学、市立大学とも、理事長が学長を兼務している。
- ・ 国内の他の公立大学では、法人化している63法人の1/3にあたる21法人が、理事長と学長を分離している。
- ・ 一般論としては、分離にはメリット、デメリット両方があるが、リーダーシップを発揮するための体制の改革や、経営統合などガバナンスレベルの大きな構造改革を行うためには、分離型が有効である。（理事長は法人全体の改革を強力に推進し、学長は教育・研究を中心に大学運営に専念する。）

理事長、学長を分離している公立大学法人の状況(平成25年度)

○理事長・学長の分離の状況

全63公立大学法人中、21法人

○理事長の出身・経歴 (★印は、医学部のある大学)

民間人 【5法人】

- ・首都大学東京(東京都) <4学部> 兼 日本サッカー協会最高顧問
- ・北九州市立大(北九州市) <6学部> 兼 JR九州会長
- ・愛知県立大(愛知県) <5学部> 元 トヨタ自動車副社長
- ・埼玉県立大(埼玉県) <1学部> 元 埼玉りそな銀行頭取
- ・高崎経済大(高崎市) <2学部> 弁護士

行政関係者 【9法人】(※)

- ・岩手県立大(岩手県) <4学部> 元県教育長
- ・横浜市立大(横浜市) <2学部> ★ 元市局長
- ・長崎県立大(長崎県) <3学部> 元副知事
- ・福井県立大(福井県) <4学部> 元県部長
- ・宮崎公立大(事務組合) <1学部> 元市副市長
- ・京都府立大(京都府) <3学部> 元府知事
- ・青森公立大(青森市) <1学部> 元市部長
- ・石川県立大(石川県) <1学部> 元県参与
- ・前橋工科大(前橋市) <1学部> 元県部長

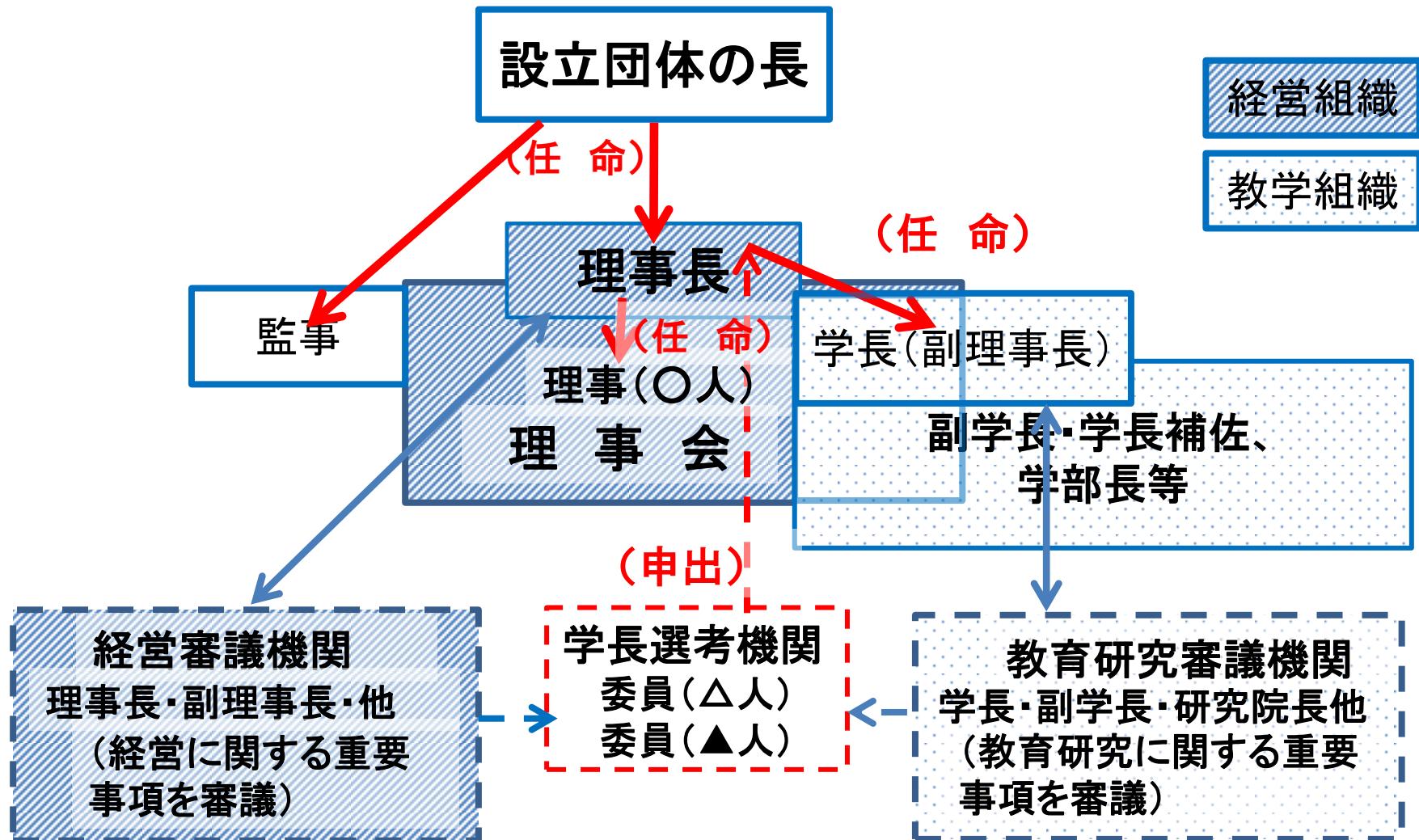
その他 【7法人】

- ・熊本県立大(熊本県) <3学部> 元防衛大校長
- ・静岡県立大(静岡県) <5学部> 元京大医学研究科長
- ・下関市立大(下関市) <1学部> 元同大学長
- ・高知工科大(高知県) <4学部> 法人化前の同大学長
- ・都留文科大(都留市) <1学部> 元駒澤大総長
- ・静岡文化芸術大(静岡県) <2学部> 元東大総長・元文部大臣
- ・名桜大学(事務組合) <2学部> 元東洋大教授

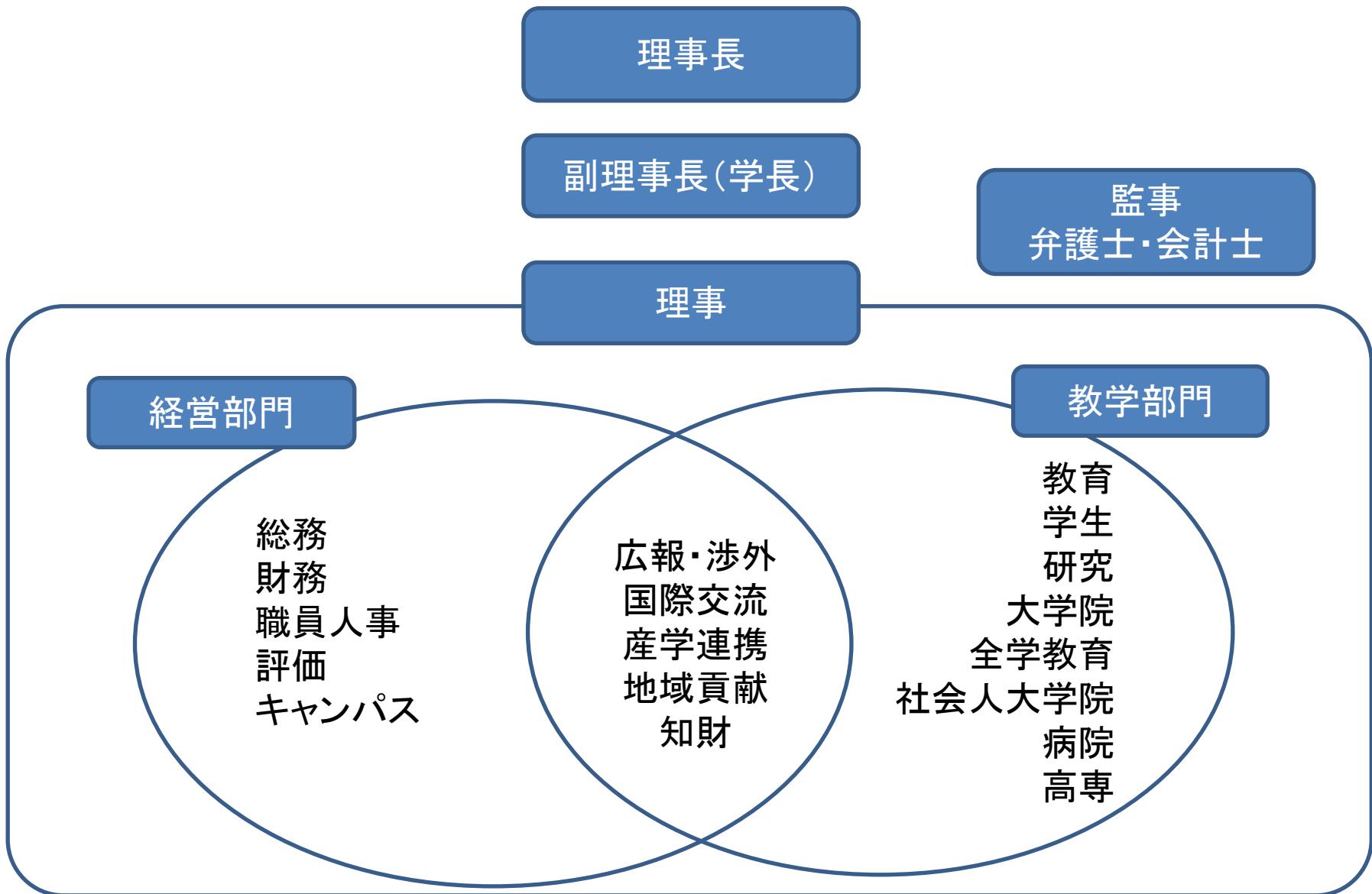
② 経営組織と教学組織の分離

- ・ 経営審議機関は経営に関する重要事項を審議する機関であり、教育研究審議機関は教育研究に関する審議機関で、地独法の必置の機関である。そのうえで、法人の最終審議機関は理事会＝役員会とする。一方、理事会は、法定機関ではないが、全国の公立大学法人の約8割で設置されており、府立大学、市立大学とも法人化当初より設置されている。
- ・ 経営組織と教学組織を分離するためには、理事長と学長の分離は不可欠であり、そのもとで理事長を補佐する体制を整備しながら、理事会(経営組織)と教学体制(教学組織)も相対的に分離していく。(P7概念図参照)。
- ・ 経営組織を強化するためには、外部人材を活用することが有効であるだけでなく、理事会運営を通じて内部の教職員と外部人材が協働する経験を積むことが求められる。

理事長と学長の分離に伴う経営管理体制と 学長選考機関のイメージ



役員の構成イメージ



③ 学外の知見・経営ノウハウの導入

- ・ 現行の府立大学は、理事長・理事計6人中3人(50%)、市立大学は理事長・副理事長・理事計7人中3人(43%)、学外出身者が参画しているが、役割は限定的。
- ・ 民間経営のノウハウや学外者のフレッシュな視点を反映させるためには、学外理事が総務や財務など社会経験が生かされたり、全学教育、社会人大学院など社会人の視点が特に重視される部署等を担当することが有効である。
- ・ なお、役員数や担当業務といった役員体制、学外理事の定義やその活用方法などについては、両大学の経験、統合による合理化効果、民間経営ノウハウ重視の視点から、検討を行い、具体的的人事に反映する。

現状の役員体制比較

府立大学

役職	役割	出身	
理事長・学長		府大教授	常勤
理事・副学長	教育研究	府大教授	常勤
理事	総務調整	府職員	常勤
理事	工業高等専門学校	高専校長	常勤
理事	広報涉外	民間企業	常勤
理事	会計	会計士	非常勤
理事		(現在空席)	—

市立大学

役職	役割	出身	
理事長兼学長		市大教授	常勤
副理事長	総務・財務・人事	市副市长	常勤
理事兼副学長	教育・学生	市大教授	常勤
理事兼副学長	研究・地域貢献・国際交流	市大教授	常勤
理事兼病院長	病院経営	市大教授	常勤
理事	産学連携・知財・情報	民間企業	常勤
理事	財務・会計	会計士	非常勤

(2) 学長、教育研究組織の長の選考

④ 学長選考の方法

- ・ 法人化した大学において、法人の経営審議機関と教育研究審議機関の構成員のうちから選出された者で構成する理事長・学長選考会議の申し出に基づき、設立団体の長が理事長・学長を任命する(地独法71条)。
- ・ 理事長＝学長の選考に際し、意向投票を行うかどうかは法律や定款事項ではない。選考会議の判断により、国立大学などで行っている例が多いが、公立大学では、大阪市立大学、下関市立大学など数例しかない。
- ・ 加えて、現行の市立大学方式は、選考委員の2/3が学内者であり、学内関係者の意向を強く反映する仕組みとなっている。
- ・ 府立大学は、法人化を契機に学内の意向投票を廃止したが、市立大学は従来から、学内の意向投票を実施しており、法人化後も引き続きこの手法により実施してきた。
- ・ 理事長と学長を分離した場合の学長選考方法も、法人の経営審議機関と教育研究審議機関の構成員のうちから選出された者で構成する学長選考会議の選考に基づき行う、となっている(地独法71条、P7概念図参照)。

現行の学長の選考方法

	府立大学	市立大学	国立大学
任命権者	<ul style="list-style-type: none"> 選考会議の申し出に基づき、設立団体の長が理事長・学長を任命する。 選考会議委員は、経営会議と教育研究会議においてそれぞれ選出される。 	<ul style="list-style-type: none"> 選考会議の申し出に基づき、設立団体の長が理事長・学長を任命する。 選考会議委員は、経営審議会と教育研究評議会においてそれぞれ選出される。 	<ul style="list-style-type: none"> 選考会議の申し出に基づき文部科学大臣が学長(=法人の代表)を任命する。 学長は、選考会議委員構成など規程に基づき選考会議委員を任命する。
委員構成	<ul style="list-style-type: none"> 委員総数は6人 経営会議と教育研究会議から半数ずつ 委員総数の2分の1は学外者 	<ul style="list-style-type: none"> 委員総数は6人 経営審議会と教育研究評議会から半数ずつ 経営審議会選出3人のうち1人は「副理事長」もしくは「理事」 教育研究評議会選出3人のうち1人は「学長が指名する理事」 	<ul style="list-style-type: none"> 経営協議会(経営審議機関)と教育研究評議会(教育研究審議機関)から同数ずつ 学長又は理事を追加可能(但し、委員総数の1/3以内) 経営協議会からの委員は学外者 教育研究評議会からの委員は機関長と職員 (国立大学法人法の規定による)
選考方法	<ul style="list-style-type: none"> 各委員は2人以下の理事長候補者を推薦することができる 教員は委員に対し候補者案を申出できるが、推薦は委員の判断 選考会議で、最終的に1人を理事長予定者として決定する 	<ul style="list-style-type: none"> 教職員による第一次意向投票を行い、第一次候補者を決定 第一次候補者の中から、 <ul style="list-style-type: none"> ①教授、准教授、講師及び助教 ②課長級以上の職員 による第二次意向投票を実施 選考会議は同意向投票を尊重して理事長候補を決定する 	<ul style="list-style-type: none"> 国立大学法人法の運用は各大学の裁量にゆだねられている 学内選挙等の意向投票の実施の有無は各大学ごとに異なる。

学長・理事長分離体制のもとでの学長選考の考え方

1. 設立団体との協調

設立団体が策定する中期目標を誠実に実行するとともに公立大学としての大学運営に関し、市民に責任を負える人材を選任すること

2. 理事長との協働

理事長と協働して中期計画を効率的に実行し、大学改革をリードする人材を選任すること

3. 学内の意向を反映

教育・研究や改革の実際の担い手である教職員のモチベーションの向上につながる選考方法であること

4. 全学意向投票の廃止

学内部局間、キャンパス間、教員間でしこりを残さないため全学意向投票を実施しない

理事長、学長、理事の任期

- 現在の府立大学、市立大学の任期は次表のとおり。

	府立大学	市立大学
理事長	2年(2年ごとに再任可。ただし6年まで)	4年(再任1回のみとし、再任後の任期は2年)
学長	理事長と同じ	理事長と同じ
副理事長	—	規定なし(任命時に明示)
理事	2年(再任可)	規定なし(任命時に明示)
監事	2年(再任可)	2年(再任可)

学長選考会議の見直し

現行(市立大学のケース)

1. 学長選考会議の構成

- ・総数:6人【定款】
(経営審議会:3人、教育研究評議会:3人)【定款】
- ・経営審議会のうち1人は「副理事長」or「理事」【定款】
- ・教育研究評議会のうち1人は「理事」【定款】

2. 候補者の推薦手続

- ・第一次意向投票により学内調査(専任教職員)【会議】
- ・投票により選出された者を本人確認のうえ第一次候補者とし、それ以外に選考会議が本人同意を得て、2人まで第一次候補者を追加推薦【会議】

※【会議】とは、選考会議で定められた法人規程を指す。以下同じ

3. 選考手続き

- ・第一次候補者について、第二次意向投票(専任教員と課長以上の職員)により絞り込み【会議】
- ・第二次意向投票の結果を尊重して、最終候補者を選出【会議】

新大学

1. 学長選考会議の構成

- ・総数 8人 経営審議機関4人、教育研究審議機関4人
- ・理事長、学長を除く。学外出身理事を含む学外者は5人以上確保し、1人は委員長とする
- ・総数は、多様な視点から人物評価がなされ、活発な議論が可能となるとともに、最終的に「決められる」人数を想定
- ・新大学発足後も一定期間存続する府立大学と市立大学の学長は、新大学の学長が兼ねるものとする

2. 候補者の推薦ルール・手続

- ・候補者の資格・要件
 - ①学内外、国内外を問わない
 - ②以下の推薦人①②から推薦を受けた人
- ・推薦人の資格・要件
 - ①経営審議機関委員(理事長・学長・選考委員を除く)、教育研究審議機関委員(学長・選考委員を除く)、事務幹部職員から5人以上の連名
 - ②一般教職員から20人以上の連名
- ・一般教職員の意向投票は行わない

3. 選考手続き

- ・推薦された候補者の中から選考会議が書類審査・面接を経て最終候補者を選定、理事長が最終任命し、設立団体の長に報告
- ・詳細については、選考会議での議論に委ねる

⑤ 研究院長・研究科長・学部長・学域長等の選考の方法

- 市立大学では、学部長は教員による学部運営に責任を負うことから互選で選ばれている。しかし、学部長は、教育研究評議会委員でもあり、学長とともに大学運営を牽引する責任も負っており、任命権は理事長にある。
- 府立大学もかつては教授会による選考だったが法人化を契機に改革し、学域長等の推薦に基づき、理事長が選考・任命することとした。学域長等は、当該学域等の専任教授のうちから学域長等候補者として2人以上の者を理事長に推薦している。(推薦方法は問わない。)
- 新大学では、研究院長等部局長が2-3人を推薦し、学長がその中から選考し、理事長が任命することとする。(但し、開設時別途検討する。)
- 研究院長は、原則として対応する研究科長、学部長・学域長を兼任する。ただし、対応する学部・学域が複数の場合、または学部・学域、研究科に対応する研究院が多数の場合は、学長が独自に選考し、理事長が任命する。

(3) 教員人事のあり方

⑥ 教員の採用・昇進のプロセスと人事管理

教員人事の現状と課題

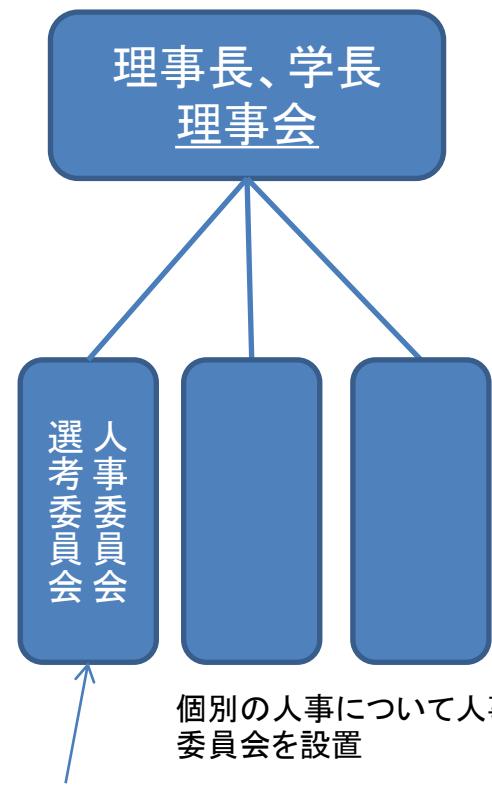
- ・ 法人化以降府立大学、市立大学では、戦略的で公正な教員人事を実現すべく、教員人事制度の改革を行ってきた。例えば、市立大学では、理事長兼学長が、理事及び副学長等5名によって構成される人事委員会を設置し、教員人事について審議をする。さらに個別人事案件ごとの人事委員会のもとに選考委員会を設置してピア評価を行うなど具体的な選考を進めている。
- ・ 一般論としては、人事選考委員会はカリキュラムや業績、年齢、経歴等応募要件、応募者審査を個別人事案件ごとに審議するとともに、応募者審査プロセスの大半を担うことから、選考委員会の審議が最終選考と直結することになりやすい。また、各部局には教員人事に関するも、組織の継続性や構成員への説得性の観点から、「内規」という申し合わせ事項が存在し、これが慣習的に個別案件にも影響を及ぼしている。
- ・ 今後の人事制度においては、人事委員会の構成員の多様化、委員会による戦略方針と基準の明確化にとどまらず、人事選考委員の人選の多様化、選考委員会の選考プロセスのチェックなどにより、個別案件まで戦略性と公正性が浸透するよう、継続的な努力を図る必要がある。

人事委員会の現状

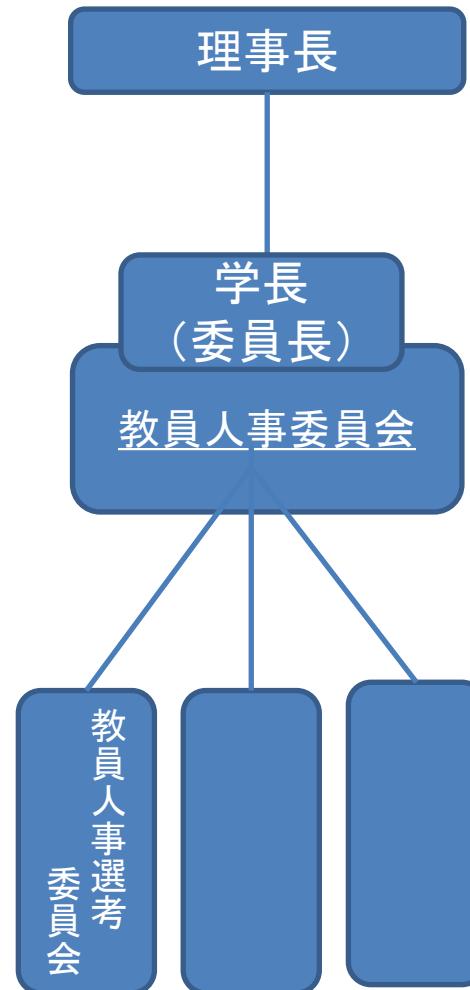
	府立大学	市立大学	国立大学(北海道大学)
根拠	法人規程	法人規程	法人規程
職務	<ul style="list-style-type: none"> 教職員の採用及び昇任に係る試験及び選考 教職員の降任、休職、解雇及び懲戒の審査 	<ul style="list-style-type: none"> 教員の採用及び昇任の審議及び選考 教員の降任及び解雇の審査 	<ul style="list-style-type: none"> 教授会を置かない組織に属する教員、特任教員、客員教員及び招へい教員の選考
委員構成	<ul style="list-style-type: none"> 理事長が指名する理事(常任:教育研究担当、総務調整担当、広報涉外担当) 教員の採用・昇任事案について、必要に応じて以下の者が参加 申出部局の長及び所属長 申出部局以外の部局長等(2人) 副学長(1人) 	<p>下記の5人</p> <ul style="list-style-type: none"> 理事及び副学長(常任委員) 3人 採用又は昇任の申出を行った部局の長 1人 申出した部局以外の部局の長又は理事長が指名する者 1人 	<p>下記の6人</p> <ul style="list-style-type: none"> 総長 理事 下記区分ごとに、それぞれ教育研究評議会から選出された者 1人 文系の研究科・研究組織の長 理系の研究科・研究組織の長 医学系の研究科・研究組織の長 各附置研究所等の長
選考主体	<p>人事委員会にて選考</p> <ul style="list-style-type: none"> 選考の公平公正を期すため、平成25年度から、委員長である理事が申出の部局長を兼ねる場合、他の理事が委員長を代行。 また、平成25年度から副学長を新たに委員に指名。 	<p>人事委員会のもとに選考委員会を設置して選考</p> <ul style="list-style-type: none"> 人事委員会委員長が指名する申出のあった当該分野又は関連する分野の教員の4人以上で構成 当該選考を行うために必要と判断された場合には、学内外の者も指名 	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じ選考委員会を置くことができる

教員人事に関する体制

現行(市立大学)



新大学



- ・理事長が任命
- ・学長が理事長に申出
- ・全体人事戦略を提案
(重点分野への配分など)
- ・教員の採用・昇任基準の明確化
- ・個別案件についても、重要事項(公募要領、審査報告書など)を審査
- ・年度計画に基づき個別人事案件の公募要綱、実施要領の作成
- ・教員人事案件(採用、昇任、配置)の審査を行い、候補者リストに優先度をつけ審査報告書を学長に提出

教員人事委員会(イメージ)

1. 構成

- ・構成は、学長を委員長に、研究、教育担当を含む副学長クラス3人、戦略性・公平性を担保する視点から学外出身の理事1人と職員代表者1人を加え、計6人とする。

2. 対象

- ・ここで審議する教員人事の対象は、大学に所属する教授、准教授、講師、助教の専任教員とする。

3. 主な審議事項

- ・教員人事委員会は、教員の採用・昇任基準を明確にし、これを公表するとともに、これに基づいて選考結果の適切性を判断する。
- ・教員人事委員会は、教員人事についての中期計画期間中の長期戦略、および毎年度の採用・昇任・教育組織への配置転換等について、研究院長等の申出を参考にして、専任教員の人事に関する年度計画を策定し、理事長の了承を得る。

4. その他留意事項

- ・ 時代の流れに合わせた人材の流動的採用のために、実務経験者(3年以上の経験)の任期をつけた特命教員枠を設ける。そのほか定年退職した教員のうち特に優れた研究業績を有すると認められる者を特任教員として任期をつけて採用する。採用にあたっては教員人事委員会で審議し、学長(委員長)が確定する。
- ・ そのほかの非常勤の教員については、担当授業科目に係る教育組織教授会で、非常勤研究員については、関係する研究院、研究所、同センター等の教授会または委員会で選考し、学長(委員長)が確定する。非常勤教員・研究員の活動実績は、年2回教員人事委員会に報告する。問題があると判断した場合は、学長(委員長)は解雇を勧告することができる。

非常勤教職員の現状

府立大学

区分	役割	人数	任期	報酬
非常勤講師	授業・実習、研究指導	498	1年以内 更新有	時給 1,890～ 5,810円
特認教授 特認准教授 特認助教	プロジェクト研究等の推進	11	1年以内 更新有	日額 25,600 円以内 又は 月額64 万円以 内で個 別に定 める
特命教授	本学定年退職 教員で院生指導、 プロジェクト研究 等に従事	3	1年以内 更新有	理事長 が特に 必要と 認める 場合の 特例有
寄附講座教員	寄附講座における教育研究	4	1年以内 更新有	
産学官連携教員	地域連携研究 機構における共同研究、受託研究	2	1年以内 更新有	
教育拠点形成教員	大学教育支援プログラムにおける教育研究	2	1年以内 更新有	
プロジェクト研究教員	プロジェクト研究	4	1年以内 更新有	
合計		524		

備考：人数は、H25.7.31現在の雇用契約締結者数。

特命教授、プロジェクト研究員で非常勤講師を兼務している者は特命教授等に計上。(3人)

寄附講座教員、プロジェクト研究教員で特認教授・助教である者は特認教授等に計上。(9人)

市立大学

区分	役割	人数	任期	報酬
特任教員 (教授)	教育・研究に従事 (専任教員と同様)	10	1年更新、 10年上限	時給 3,552円
特任教員 (准教授)		10		時給 2,737円
特任教員 (講師)		35		時給 2,366円
特任教員 (助教)		28		時給 2,036円
★特任教員 (教授)		18		時給 3,552円
非常勤 講師	授業・実習、 研究指導	709	1年以内、 更新有	

★定年退職65歳以上(現役世代以外)の教員

備考：報酬欄には、短時間勤務の特任教員(1週の勤務時間37時間30分以内)の時給を記載。

なお、フルタイム勤務の特任教員は、大阪市立大学教職員給与規程規則別表第3に定める教職員給料表の額。

教員人事選考委員会(イメージ)

- ・ 教員人事委員会は、年度計画に基づいて、教員人事選考委員会を個別に設置する。ここには、副学長を委員長とし、関係する研究院長、学部・学域、研究科等の教育組織の長、当該所属以外の研究院長の代表、および人事委員1人によって構成する。
- ・ 採用は、原則として公募で行い、その選考は、書類選考、面接、模擬授業によって行う。
- ・ 選考は、合議制を原則とするが、最終的には出席委員の過半数の同意をもって「候補者リスト」を決める。
- ・ 教員人事選考委員会は、候補者リストに優先度をつけ審査報告書を学長(教員人事委員会委員長)に提出する。
- ・ 教員人事選考委員会のもとに、候補者を絞り込むため、選考する教員の専門領域をピア評価できる学内外の教員が参画する審査小委員会を置くことができる。

事務職員に関する人事(イメージ)

- ・ 事務職員に関する人事の基本方針(法人採用職員、出向、委託など事務職員の配置計画および幹部職員人事)については、理事会にて審議する。
- ・ 教員の人事戦略との整合性、機動性を図るため、職員代表の委員を中心に、教員人事委員会との連携を図る。
- ・ 法人採用職員については、安定したキャリア・パスの方向性を明示するとともに、必要な研修、学内昇任試験等の措置を課す。

(4) 目標管理と評価

⑦ PDCAの仕組み、授業評価等の人事評価への反映

1. 4つのコンセプトを柱とする中期目標・中期計画を策定する。

- | | |
|------------------|-------------------|
| I 研究で世界と戦える大学 | II 次代を拓く人材を養成する大学 |
| III 地域活力の源泉となる大学 | IV 柔軟で持続的に改革する大学 |

2. 全学的な自己点検・評価体制を構築する。

全学に自己点検・評価委員会を設置し、委員長は評価担当副学長とする。
全部局に自己点検評価委員会を設置し、各部局の教育・研究・貢献・管理について毎年評価する。

3. 全学委員会に基本情報を集約し、外部評価に迅速に対応する。

4. 法人評価システムを再構築し、評価結果を次年度の活動に反映する。

5. 認証評価に対応するため、教育の内部質保証体制を構築する。

6. 教員評価を体系化し、毎年実施する。

7. 事務局が授業評価の実施・集約・公表を管理し、授業改善を義務付ける。³⁴

授業評価の現状

府立大学

区分	趣旨	公開	
学域・学部	授業ふり返り(授業アンケート)	学期末に、自らの学びを学生に自己評価してもらうことで授業への取り組み姿勢や理解度を教員が把握するとともに、学生からの授業改善要望を訊き、後期・次年度の授業改善へつなげる	公開(学内のみ) ※自由記述を除いた集計結果を開示
	教員コメント	授業アンケートを受けて、教員からのコメント・反論と、授業を受けた学生への最後のメッセージを届ける	公開(学内のみ)
大学院	大学院授業アンケート	学期末に、自らの学びを学生に自己評価してもらうことで授業への取り組み姿勢や理解度を教員が把握するとともに、学生からの授業改善要望を訊き、後期・次年度の授業改善へつなげる	公開(学内のみ) 非公開の研究科もあり
	大学院教育アンケート	授業や教員一般に対する意見や要望を集め、教育内容・方法の改善を行っていくための基礎資料を得る	公開(学内のみ)

市立大学

区分	趣旨	公開	
全学共通科目 総合教育科目B (講義科目)	前期・後期アンケート	学生の修学の様相を科目担当者が知るための材料として使い、授業アンケート調査に回答した受講者に対して直接調査結果を反映・還元する	<ul style="list-style-type: none"> 授業担当者へアンケート結果をフィードバック 学生やその他の教員へは公開されていない。

(5) キャンパス戦略

⑧ これからのキャンパス戦略の構築

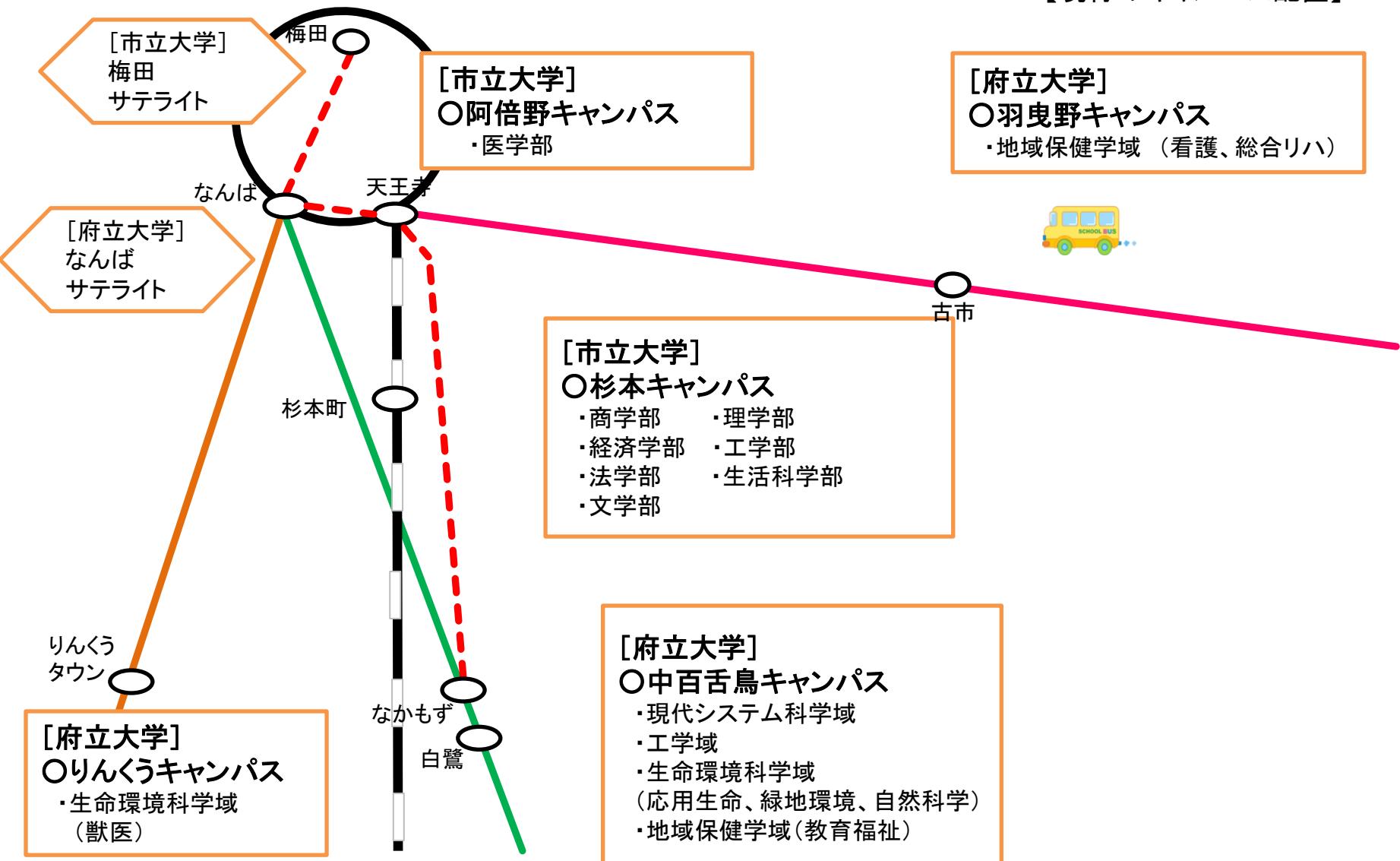
1. キャンパス配置基本方針を確認し、中期計画に記載する。
2. 専任担当理事が委員長となる全学キャンパス委員会を設置する。
3. 基本方針の工程表を策定し、実行する。この間、学内意思統一に配慮するとともに、設立団体との折衝を重ねる。
4. 個々のキャンパスについての管理体制を構築する。

■キャンパス配置の基本方針

- 原則として、同じ学部・学域は、同一キャンパスに配置する
(当面は現行キャンパスを活用する)
- 各キャンパス毎に特徴を出す
(医療系、学術系、学際系など)
- キャンパス・マネジメントも考慮する
- 将来的には、大阪市内中心部への新たなキャンパスの配置も検討
- 全学組織も合理的な配置を推進する
- 梅田、なんばの「サテライト」については、都心キャンパスとして社会人教育の拠点に活用する

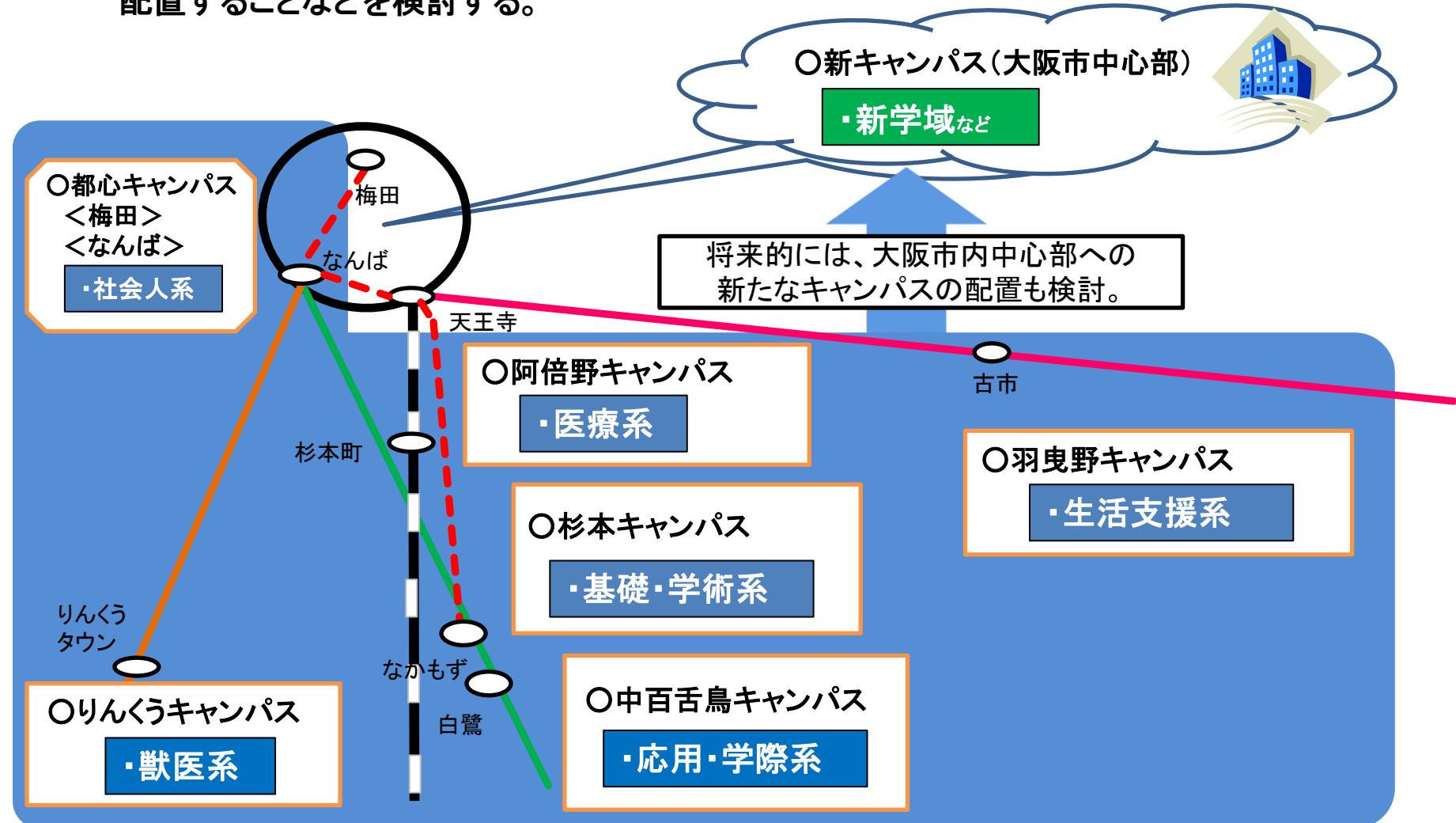
キャンパスの現状

【現行のキャンパス配置】



将来のキャンパスイメージ(案)

- キャンパス配置の基本方針によるキャンパスイメージを例として示す。
- 新キャンパスは、例えば、両大学の統合・再編によりキャンパスが分散される分野を中心に配置することなどを検討する。



現在のキャンパス状況

キャンパス		学生数 (人)	校地面積・ 延床面積 (m ²)	配置 (学部・学域等)
府立大学	中百舌鳥	6,631	土地:465,267 建物:190,020	現代システム科学域・工学域・生命環境科学域・ 地域保健学域
	羽曳野	1,000	土地:50,996 建物:36,801	地域保健学域(看護、総合リハビリテーション)
	りんくう	334	土地:12,094 建物:17,306	生命環境科学域(獣医)
	なんばサテライト	86	建物:2,751	経済学研究科(社会人大学院)
市立大学	杉本	7,163	土地:261,524 建物:182,118	商・経済・法・文・理・工・生活科学
	阿倍野	1,016	土地:30,716 建物:171,331	医(医・看護)
	梅田サテライト	314	土地:263(区分所有) 建物:2,326	創造都市(院)

<課題>

- ・新大学では、全学共通教育部門や再編学部等を中心に、キャンパスが分散する。
- ・キャンパスが都心にあることで、学生の利便性のほか、学外機関等の連携が密になる教育研究部門もある。
- ・一方で、理系の実験施設等、移設に多大なコストを要し、容易には移設できない学部等もある。

キャンパスごとの学生数と主要な学舎面積(学部・学域単位)

府立大学				市立大学				
	組織	学生数 (人)	延床面積 (m ²)		組織	学生数 (人)	延床面積 (m ²)	
中百舌鳥	工学域・研究科	2,924	48,226	杉本	商学部・経営学研究科	1,036	3,858	
	生命環境科学域・研究科 (獣医除く)	1,566	44,369		経済学部・経済学研究科	1,011	4,155	
	地域保健学域・研究科 (教育福祉・人社)	792	9,304		法学部・法学研究科	892	6,838	
	現代システム科学域・研究科 (社会人除く)	1,349	5,554		文学部・文学研究科	899	8,383	
	高等教育推進機構 (総合教育研究機構棟)	—	13,608		理学部・理学研究科	1,013	17,346	
	その他(事務局、産学官連携部門、学生センター等)	—	68,958		工学部・工学研究科	1,663	28,039	
羽曳野	地域保健学域・研究科(看護)	604	13,239		生活科学部・生活科学研究科	649	8,352	
	地域保健学域・研究科(総リハ)	396	10,274		創造都市研究科	—	2,085	
	その他 (事務局、図書厚生棟等)	—	13,288		その他(学術情報総合センター、体育館、講堂、学生施設 等)	—	134,596	
りんくう	生命環境科学域・研究科 (獣医)	334	17,306	阿倍野	医学部・医学研究科・看護学研究科	1,016	48,155	
なんば	経済学研究科(社会人)	86	2,751		その他(福利施設 等)	—	728	
梅田	創造都市研究科				創造都市研究科	314	1,344	
	その他				その他	—	982	
							30	

*学域・研究科には旧学部を含む。